

総行選第135号
平成28年12月2日

各 都 道 府 県 知 事 殿
各都道府県選挙管理委員会委員長

総 務 大 臣

公職選挙法の一部を改正する法律の施行について（通知）

第192回国会において成立をみた公職選挙法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）は、平成28年法律第93号をもって、本日公布されました。

今回の公職選挙法の改正は、実習を行うため航海する学生、生徒その他の者の投票の機会を拡充するため、洋上投票制度の対象となる者の範囲を拡大することを目的として行われました。

貴職におかれましては、今回の施行に係る改正法を十分御理解されるとともに、改正法による改正後の公職選挙法（以下「新法」という。）の運用に遺漏のないよう、下記事項に御留意の上、貴都道府県内の市町村長及び市町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

なお、改正法の施行に伴い、公職選挙法施行令等について所要の改正を行うこととしており、その内容については、別途通知する予定です。

記

第1 洋上投票の対象者の拡充

実習を行うため航海する学生、生徒その他の者であって船員手帳に準ずる文書の交付を受けているものについては、船員と同様に、洋上投票の対象とされたこと（新法第49条第7項関係）。

第2 施行期日等

- 1 改正法は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとされたこと（改正法附則第1項関係）。
- 2 新法の規定は、改正法の施行の日以後その期日を公示される衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙について適用するものとされたこと（改正法附則第2項関係）。